

Q1 この補助金はどのような制度か

この制度は、長期に及ぶ感染症の影響により、人々の生活様式や消費行動、企業活動が大きく変化している中、道内中小企業者の皆様が行う新分野展開や新商品開発、各種販売促進の取組など、新たな取組に要した経費の一部を補助することにより、変革にチャレンジする中小・小規模企業の新たな分野への展開や新商品の開発に加え、新たな販売促進の取組を後押しするものです。

そのため、コロナ禍の影響で経営が悪化した企業を緊急支援する救済的な制度ではなく、変化する消費行動や企業活動に対応するため、新しいことに挑戦する企業を補助金の対象としています。

Q2 「新たな取組」には何か基準のようなものが設けられているのか。

今回の事業の特徴は、意欲的な取組、いわゆる新たな取組への「チャレンジ」がポイントです。これまで、様々な機会を捉えて研究等してきた取組が様々な事情で躊躇せざるを得ない状況の中、事業の変革に挑むような思いで新たな事業にチャレンジする意欲的な中小企業等を支援することを目的としています。

事業の実施に関して統一した基準といったものは設定していません。申請者自身にとって当該事業実施計画が変化している消費行動や企業活動に対応するための自社にとって新たな計画となっているかが重要です。

Q3 「チャレンジ」して取組もうと考えている計画が業界内で既に取組まれている取組でも補助対象事業になるのか。

自社にとって、変化する消費行動や企業活動に対応するための新たな取組であれば、業界内ですでに実施されている取組であっても対象といたします。

Q4 支援する中小企業者は、コロナ感染症による社会経済の変化に対応するための事業変革に挑む企業とされているが、具体的にどのような事業を考えているのか。

以下の区分に該当する意欲的な取組を対象としています。

新事業展開枠	新分野展開	主たる事業を変更することなく、新たな商品・サービスを開発し、新市場へ進出 (取組の例) 宿泊事業者が客室の一部をテレワーク向けの賃貸オフィスに改装
--------	-------	---

	事業転換	<p>主たる業種を変更することなく、主たる事業を転換 例) 日本料理店が感染リスクの低いとされる焼肉店を新たに開業。</p> <p>【日本標準産業分類】 (細分類) 7621 日本料理店→7625 焼肉店</p>
	業種転換	<p>主たる業種を変更 (取組の例) 運送事業者が食品等の宅配サービス事業を開始</p> <p>【日本標準産業分類】 (中分類) 79 その他の生活関連サービス業→77 持ち帰り・配達飲食サービス業</p>
	新商品の開発又は生産	<p>過去の同種の商品に比べて性能の良い新製品を開発 (取組の例) 飲食店が看板メニューのレトルト食品を開発。</p>
	新役務の開発又は提供	<p>過去の同種のサービスに比べて性能の良い新サービスを開発 (取組の例) 美容室が高齢者や身体が不自由な方向けの出張サービスを開始</p>
	商品の新たな生産又は販売の方式の導入	<p>生産・サービス供給効率を向上させるため、新たな商品販売方式を導入 (取組の例) 飲食店がキッチンカーを導入し、テイクアウト販売を実施。</p>
	役務の新たな提供の方式の導入	<p>保有している資産を活用し、新たなサービスを開発 (取組の例) 学習塾が授業のノウハウを活用し、従来</p>

		の対面式の授業から、非対面式のオンライン授業を開始。
販売促進枠	販路開拓等の取組	新たな流通経路を見だし、新しい販売先を見つける取組 (取組の例) 道内菓子製造事業者が新規顧客開拓のため道外の展示会へ出展
	販促活動の取組	新たな媒体による PR 等、既存販路を想定した PR の取組 (取組の例) 近所にチラシを配布するだけだったPR方法を一新。インフルエンサーを活用したweb販促活動を開始。

Q5 2020 年のコロナ禍の中で創業したが、創業間もない企業も補助対象事業者になれるのか。

2020年1月1日～2022年3月31日までに創業された事業者も補助対象事業者になります。

Q6 NPO 法人は補助対象事業者となれるのか。

NPO 法人は補助対象者となります。ただし活動計算書や事業活動計算書が必要となります。

Q7 フリーランスで活動しているが補助対象事業者となるのか。

フリーランスは補助対象者となります。ただし、収入の大半が雑収入として計上されている場合は、別途添付書類が必要となりますので、事務局までご相談ください。

Q8 補助金を利用できる業種に制限はありますか？

業種による制限はありません。

Q9 大企業の子会社は補助対象事業者となれるのか。

法人として別に登記されていれば補助対象者となり得ます。

Q10 道内に工場はあるが、本社が道外の場合も補助対象事業者となれるのか。

登記上の本社が道内に所在していなければ補助対象者になりません。

Q11 業種によって補助要件は異なるのか。

業種による補助要件の相違はありません。

Q12 暴力団、暴力団員等でないことの確認はどのようにするのか。

補助金交付規程別紙 1 宣誓書を提出いただきます。確認が必要な場合は、北海道を通じ、北海道警察本部に確認することになります。

Q13 道内に本店、支店、営業所など複数の施設を有しており、それぞれ異なる補助対象事業を実施したいが、それぞれの施設が独立して申請できるか。

事業者単位での 1 回の申請となり、支店、営業所などが独立して申請することはできません。

Q14 2つの事業に取り組みたいが申請は2件になるのか。

申請は各事業者 1 回までの申請となっておりますので、2回以上の申請はできません。

Q15 申請は先着順で採否が決定されるのか。

公募期限までに申請された申請書について、必要書類が添付されているか、事業の趣旨の合致しているのか等の審査を経て「審査委員会」において採否が決定されます。先着順で採否が決定されることはありません。

Q16 申請時に添付する見積書は1社でいいか。

見積額が10万円以上となることが見込まれる場合は、2社以上の見積もりを添付してください。

Q17 10万円以上の契約の場合、2者以上の見積徴収が困難又は不適當である場合は、単独随意契約ができるとあるが、徴収が困難又は不適當である場合とは、どんな場合か。

特許品、特殊技術製品等でその取扱店が一店のみであり、事実上二人以上の者から見積書を徴することができないとき。（取扱店一店のため随契）

購入しようとする物品と同一の品質、規格のものが市販品としてどこにでも販売されており、いずれで購入してもその価格に相違がなく二人以上の者から見積書を徴することが無意味と認められるとき。

（定価販売品につき随契）

・物品の修繕等でその物品の購入店と契約する方が有利と認められるとき。（購入店と随契）などの場合です。

Q18 道外から設備等を購入することはできるのか。

道内経済活性化の観点から、道内事業者を優先的に活用するよう努めてください。道外の事業者から調達するときは、発注等の前にあらかじめ「補助金交付規程」第11条の規定に従い「理由書」を提出してください。

Q19 中古品の購入代金は補助対象となるか。

3者以上の中古流通業者（個人やオークション（インターネットオークションを含む）からの購入は不可）から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象になります。

Q20 事業完了期限内に適切に契約した取引の経費を期限後に支出した場合、当該経費は対象になるのか。

事業完了後に支払われた経費は、対象になりません。事業期間内に支出を含めて全て完了してください。

Q21 売上高の比較について交付要綱によると「連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年1月1日から2020年3月31日）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少」となっているがどういうことか。

任意の3か月について、例えば2021年1月～6月までの中で「1月」「3月」「4月」を選択した場合、比較先の2019年1月1日から2020年3月31日の間で、「1月」を2020年1月、「3月」を2019年3月、「4月」を2019年4月と選択する等、申請者が任意に選択できます。

この場合の合計売上高は、コロナ後の2021年1月、3月、4月の売上高の合計とコロナ以前の2020年1月、2019年3月、2019年4月の売上高の合計額と比較し10%以上減少している場合に申請が可能となります。

Q22 今回のコロナによって給付された各種コロナ給付金は、売上額に含めるのか。

含めません。

Q23 相見積もりは申請段階から添付が必要か。

補助金交付申請書は、事業実施計画書とともに補助対象経費についても審査し、事業全体の審査を行っていきます。相見積もりは、審査に当たって大変重要な資料になりますので補助金交付申請される際には必ず添付してください。

10万円以上の売買、請負、その他の契約で2者以上の見積もりを徴収した場合も、2者分の見積書を添付してください。

Q24 「新事業展開枠」において下限50万円を下回る事業でも申請できるか。

申請できません。補助率は2/3であるため、少なくとも75万円以上の支出を伴う事業計画が必要です。

Q25 事業実施計画書の計画内容を更に説明するために関係資料を添付したいと考えているが分量に制限はあるのか。

計画内容については要点を絞り、簡潔に記載していただくこととしています。補足資料について分量に制限を設けていませんが、こうした趣旨をご理解の上、添付してください。

Q26 財産を取得した場合は、「取得財産管理台帳」を備えて管理しなければならないことになっているが、この場合の「財産」はどのようなものを指すのか。

取得価格が50万円（税込）を超える設備、備品等になります。

Q27 申請書は何部必要か。

申請書様式第1号、各添付書類それぞれ1部ずつ送付してください。確定申告書別表1及び営業許可証は写しとしますが、その他のものはすべて原本を提出してください。

なお、提出書類は返却しません。申請書の内容等について補助金事務局からお問い合わせすることがありますので、申請者側でコピーを取るなど控えを保管してください。

Q28 確定申告書別表1は税務署の收受印が押印されている必要があるか。

收受印は原則必須となります。收受印が押されていない場合は、税理士のサイン及び押印で代替できるものとします。

なお、確定申告を電子で行っている場合は、確定申告上部に申告日時が記載されているもの、もしくはメール受信通知のコピー必要となります。

Q29 補助対象者として、国の「事業再構築補助金」、「小規模事業者持続化補助金」を受給したことがないことが条件と補助金交付規程第4条に記載されているが、どういうことか。

本補助金は、国の事業再構築補助金や小規模事業者持続化補助金の対象にならない事業者が行う取組について経費の一部を補助することから国の上記補助金との併給を不可としております。ただし、事業再構築補助金受給者が販売促進枠に申請することや小規模事業者持続化補助金受給者が新事業展開枠に申請することは、可能です。

【併給可否早見表】

本事業 \ 国事業	事業再構築補助金	小規模事業者持続化補助金
新事業展開枠	併給不可	併給可

販売促進枠	併給可	併給不可
-------	-----	------

Q30 同じ事業で他の補助金の交付決定を受けている場合申請は可能か。

国や市町村など他の自治体の補助金申請と重複する経費は補助対象経費として申請することができません。交付決定を受けている事業であっても、補助対象経費としていない場合のみ、併用して申請が可能です。

Q31 申請書の事業の目的は、どのように記載したらいいか。

道庁HP内にある記載例を参照してください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/shinjigyotenkai-hojyokin.html>

Q32 申請書の事業計画名は、どのように記載したらいいか。

道庁HP内にある記載例を参照してください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/shinjigyotenkai-hojyokin.html>

Q33 申請書の内容は途中で変更できるのか。

変更する場合は、事前に「変更交付申請書」を提出し、変更承認を得ることが必要です。ただし、やむを得ない理由等で増額申請を希望される場合、予算の状況で増額できない場合があります。

Q34 申請書の内容は途中で中止できるのか。また、それまでに支出した経費は補助事業として補填してくれるのか。

中止することは可能です。事前に「中止申請書」を提出し、承認を得ることが必要です。それまでに支出した経費については、中止するに至った理由等審査のうえ判断することになります。

Q35 申請書の内容は途中で変更できるのか。変更承認申請（様式第2号）の本文で「金〇〇〇円」の減額承認を受けたいので、とあるが増額変更は認めるのか。また、増額変更を認める範囲はどこまでか。

事業内容及び補助金額に変更が生じた場合は途中でも変更承認申請を行ってください。変更承認申請は、減額変更も増額変更も可能です。増額変更の場合は、様式の減額を増額に修正して申請してください。増額変更の範囲は、補助金額の上限額の範囲内までとしますが、予算の状況で増額できない場合があります。

Q36 補助事業を中止した場合も、交付決定の全部又は一部を取り消すのか。

補助事業期間内での一時的な中止は、その後事業を完了することとなりますので、交付決定の取り消しはありません。中止した後に事業遂行が困難となって事業を廃止する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。

Q37 補助金申請前に支出した経費は対象になるのか。

令和4年2月25日以降に発生した経費については、採択となった場合は、遡って補助の対象となります。

Q38 事業完了期限内に適切に契約した取引に係る経費を期限後に支出した場合、当該経費は対象になるのか。

補助金交付規程第7条で規定する「事業実施期間は令和4年11月30日までとする」とは、経費の支出まで完了することです。よって、期限後に支出した経費は補助対象経費には対象になりません。

Q39 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに会長に報告してその指示を受けることとされているが、指示の内容はどのようなものが考えられるか。

予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった状況等によって、事業の変更さらには中止、廃止に及ぶことからこれに伴う補助金の減額等の手続きが必要となってきます。

Q40 中止及び廃止とは何か。

中止とは、事業を一時的に中断することを言い、廃止とは、今後、事業の実施が見込めない場合を言います。中止の場合は、様式第3号により、廃止の場合は、様式第4号により、承認申請書の提出が必要です。

Q41 汎用性のある自動車や機器などが補助対象外となっているが、キッチンカーの購入も補助対象外になるのか。

使用目的が補助事業に遂行に必要なキッチンカーの購入・改造（設備等は容易に取り外しができないもの）に係る経費については補助対象経費としています。

Q42 キッチンカー以外でどのような車両の購入が補助対象となるのか。

使用目的が専ら補助事業の遂行に必要な車両の購入・改造に係る経費については、補助対象経費としています（例：福祉車両、保冷車など）。ただし、営業車など汎用性の高さから一般的に

日常の中で目的外使用可能なものについては、補助対象外としています。

Q43 感染防止に要するパーティション等の備品は補助対象となるのか。

新分野展開や新商品開発、各種販売促進の取組など、新たな取組に合わせて購入するパーティション等の備品購入経費は、補助対象となります。（例：新たな取組を行う際に店舗改装が必要となり、店舗サイズに合わせたパーティションを購入する場合等）

Q44 補助金交付決定された場合には、令和4年2月25日以降に発生した経費についても補助対象経費として認められることになっているが、令和4年2月25日以降に発生する経費の契約は令和4年2月25日以前に締結等したものでいいのか。

補助対象経費として認めているものは、令和4年2月25日以降の契約等締結された経費です。令和4年2月25日以前に締結等された契約等に伴い発生する経費は補助対象経費としては認められません。

Q45 交付申請時に予定していた導入設備と違う設備を導入することは可能か。

当初予定していた設備が導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合には事務局で検討しますので事務局にご相談ください。必要な場合は、「変更承認申請」の手続きを経て承認が要件となります。

Q46 消費税は対象になるのか。また、交付要綱第8条第4項には交付申請時に仕入れ控除減額して申請することとなっているが、仕入控除税額がある場合には、どのように申請すればよいか。

消費税及び地方消費税については対象外経費となります。補助対象経費は消費税を含まない金額で交付申請、実績報告を行ってください。

申請時に消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、補助対象経費より仕入控除税額を引いた金額で申請してください。

また、申請時に消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、対象経費の金額をそのまま申請してください。その場合は、実績報告までに補助対象経費の消費税額相当額を確定させ、実績報告書にて、消費税額を含む対象経費から該当する仕入控除税額を引いた金額で報告してください。消費税及び地方消費税の確定申告により仕入控除税額が明らかになった場合、様式8号により速やかに報告してください。補助金と仕入控除が重複する場合は、仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めますのでご注意ください。

Q48 補助金の先払いは可能か。

先払い（概算払い）ができません。精算払いとしています。

Q49 補助金はいつ頃支払われるのか。

事業実績報告書を受領し、必要に応じて実地検査を行い、適正に事業が完了しているかどうかを審査することになります。適正に完了していることが確認され、額の確定通知を受けて、補助金交付請求書を受領の後に補助金の支払いを行うことになることから、概ね30日以内で支払いになります。（※書類訂正等に要した期間は含めません）

Q50 支払いは現金でも可能か。

支払い方法は、原則銀行振込かクレジットカードとしてください。ただし、小売店等で購入する場合などは、現金による支払いも認めることとします。

Q51 支払い書類はレシートでもよいか。

レシートは認められません。購入店にて領収書を発行してもらってください。

Q52 小切手や手形で支払ったものは対象か。

対象外としています。

Q53 事業実績報告書に領収書の添付は必要ですか。

事業実績報告書には、領収書又は支払いを証明する書類の添付が必要です。また、経費の証拠書類（見積書、納品書、支払いを証明する書類等）とともに整備し、補助金交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

Q54 補助事業の完了した日とは、事業が完了し、それにかかる経費の支払いが終った日となるのか。

補助事業の完了した日とは、経費の支払いを完了する日です。

Q55 毎月配布しているチラシの制作費用は補助対象となるか。

補助対象となりません。広告の手法や範囲を変えることにより販売促進枠に該当します。

Q56 感染防止対策のために店舗を拡張した際の改装費用は補助対象となるか。

新分野展開や事業転換を実施とは見なされないため、それらに伴う改装費用とならないことから補助対象にはなりません。ただし改装を広く告知するためのチラシ等PR経費は販売促進枠の対象となる可能性があります。

Q57 複数事業者が共同で実施する事業に対して関係事業者それぞれが申請することは可能か。

一事業に対して申請できるのは一事業者のみです。